平成２３年（フ）第８２３号
大阪府高石市加茂１丁目20番１―1204号
債務者　宮平　忠吉
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４９号
堺市西区神野町１丁19番８号
債務者　平家久実こと　平家　久實
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
山形県米沢市東大通２丁目１番21号　近野方、前住所山形県米沢市舘山５丁目２番１―６号
債務者　高橋　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１５３５号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟319号
債務者　福島　　治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５３号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟802号
債務者　大澤　輝夫
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７２号
名古屋市北区稚児宮通２丁目30番地　第２前田ビル705号
債務者　武仲　詠子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２号
愛知県岡崎市宇頭北町１丁目11番地３　タウン宇頭北町102、従前の住所愛知県岡崎市錦町８番地16　アーバンヒル錦203
債務者　上村　勝良
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
滋賀県長浜市木之本町田部471番地１
債務者　岩村　雄治
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市水島北亀島町８番３―304号
債務者　武浪　裕三
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
岡山県倉敷市玉島乙島6602番地２　前田コーポＢ201号
債務者　髙橋由希子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
岡山県倉敷市中庄団地６番３―303号
債務者　大角アヤコ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市東塚３丁目22番17号
債務者　阿南寶三郎
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
岡山県倉敷市東塚３丁目22番17号
債務者　阿南　政子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
相模原市中央区相模原３―３―10　ゲストハウス相模原207号、住民票上の住所相模原市中央区南橋本１丁目４番25―102号
債務者　伊藤　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９８４号
堺市西区鳳北町８丁453番地の１　堺梱包運輸有限会社内、住民票上の住所堺市中区深井中町891番地10　プチエスポワール深井203号
債務者　小倉　春美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
大阪府羽曳野市野々上３丁目７番32号
債務者　徳永　美穂（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
堺市堺区旭ケ丘南町３丁２番19号
債務者　曽我真千固（旧姓源）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係